

南部大阪都市計画地区計画の変更（堺市決定）

都市計画築港八幡地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名称		築港八幡地区地区計画
位置		堺市堺区築港八幡町地内
面積		約 26.9ha
地区計画の目標		本地区においては、都市計画マスタープランに位置づけた臨海都市拠点の拠点整備の目標「世界をリードする産業拠点と海辺を活かした集客・レクリエーション拠点の形成」の実現をめざし、海辺の立地特性を活かしたレクリエーション機能などの導入による賑わい創出と、広域的な道路ネットワークを活かした物流機能などの産業系都市機能の集積を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	1. レクリエーション機能などの都市機能の導入にあたっては、水際線の開放による親水空間の確保や水辺環境に配慮するなど、地域特性に応じた賑わいや魅力を創出し、良好な都市空間の形成を図る。 2. 産業系都市機能の導入にあたっては、周辺の土地利用や環境、特にレクリエーション機能導入への影響を考慮し、配置計画や緑化の推進など適正な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	1. 公園については、大和川高規格堤防の整備と連携した緑のネットワークに資するよう、海辺の立地特性を生かし、親水空間との一体的な保全・活用を図る。 2. 道路については、地区関連交通及び地区内交通を円滑に処理するとともに歩行者の安全性を確保できるよう適切に配置する。
	建物等の整備の方針	当地区における建築物等の整備にあたっては、以下の方針に従い、建築物等の用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、周辺環境と調和した、ゆとりと潤いのある都市環境の形成を図る。 1. 海辺の親水空間と調和した都市景観の形成を図る。 2. 道路と建築物等の敷地が有機的に調和した都市空間を形成し、安全で快適な歩行者空間や緑化空間等を確保するために壁面の位置を制限する。また敷地内の緑化に努め、良好な環境形成を図る。 3. 駐車場は、地区全体の交通需要を勘案して、適切な配置及び規模とする。
	高齢者・障がい者等に関する整備の方針	多数の公衆の利用に供する施設の出入口、通路、階段については、高齢者や障害者等の利便性・安全性に配慮した、人に優しいまちづくりを推進する。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		区画道路 1 号：幅員 14m 延長約 490m 区画道路 2 号：幅員 14m 延長約 880m 公園：約 17,600 m ²
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号、第 3 号、第 4 号に掲げるもの。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱ならびに門又は塀の位置は計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 ただし、地盤面下の部分又は公衆の用に供する歩行者デッキ、階段及び歩行者に支障のないひさし、歩廊の柱その他これらに類するものについてはこの限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等は、良好な都市環境の形成に資する形態、意匠とする。

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」